

戦争と戦場の住民

I 加越国境地帯の検討 I

竹間 芳明

はじめに

藤木久志氏は、戦国期の戦争を分析するにあたり、戦場の住民の惨禍について初めて、言及・論述したのは、高木昭作氏であると重要な指摘をしている。⁽¹⁾ 具体的には、高木氏は、戦国期と近世の庶民にとって、戦争とはどんなものであったかを、史料に基づき検討を行い、明確化した。⁽²⁾ その後、主に大名領国の最前線・国境地帯の住民の動向や動員に関する研究が、精力的に行われるようになった。⁽³⁾ しかし、その実態は未だ未解明な部分があり、今後も追究する課題である。そのためには各時期・地域に応じた、個別の検討の積み重ねが必要であると考える。

そこで小稿では、応仁の乱以来戦乱がうち続いた、加越国境地帯の越前国興福寺大乘院領河口・坪江庄の住民について検討を行った。

一、村の預物・隠物と住民の戦争動員

応仁の乱は文明九年（一四七七）に終息したが、その余波は地方で続き、北陸地帯も戦闘が継続していた。

文明一三年（一四八一）興福寺大乘院尋尊は、九月二四日付の日記で、越前の戦闘に関して以下のように記している。（史料A）

己心寺使罷上、越前国事朝倉方打勝、甲斐方并屋形方者一人も無之、今月十五日悉以開國中、没落于加賀国了、豊原・平泉寺心替而成朝倉方了、寺門両使加州へ没落了、以外作法之由申之、於当納者一切不可有之云々、一道事也、朝倉ハ長崎之道場ニ出陣云々、国中成敗嚴重也、楠葉備中今日越前下向、書状事伝之、⁽⁴⁾

朝倉方と甲斐方（守護斯波方）の合戦は、朝倉孝景が東軍について文明三年（一四七二）に起こり、翌年には甲斐方は敗れ加賀へ敗走している。しかし、その後も甲斐方は、加賀から侵攻し両者の戦闘は続いていた。⁽⁵⁾

特に文明五年（一四七三）八月八日の合戦では、

昨日勅願納所使自越前罷上、自七月十日

比甲斐率人勢出帳細呂宜郷等、八月八日大合戦、朝倉方手負及八百人、打死七十人、雖然甲斐方追歸于加賀国、無殊事云々、⁽⁶⁾

という結果で、甲斐方は加賀から越前細呂宜に侵攻したが、激戦の末再び加賀に敗退している。

当時加賀では、守護職・富樫家督をめぐり、政親（東軍）と弟幸千代（西軍）の争乱の最中で、文明六年（一四七四）まで、幸千代方が優勢であった。⁽⁷⁾ 甲斐方が加賀に亡命したのは、甲斐方・幸千代方が共に西軍に属していたためであると考えられる。

文明六年（一四七四）一〇月、加賀では東軍の富樫政親が勝利するが、その後も甲斐方は加賀に亡命しており、越前侵攻の失敗の度に加賀に退却している。政親と甲斐方との詳細な関係は不明であるが、敵対勢力であった幸千代の味方だった甲斐方を国外へ追放できなかった点に、浅香山木氏が指摘する、加賀守護富樫氏の脆弱さ、加賀国内の複雑さの一端が知られる。⁽⁸⁾

以上の状況下で文明十一年（一四七九）閏

九月四日、斯波義良・義孝が甲斐・二宮を率いて、朝倉退治のために越前に侵攻したのであった。⁹⁾そして、史料Aのように文明一三(一四八二)九月の合戦で、二年に及ぶ戦闘に決着が付き、朝倉方が勝利し甲斐・守護方(斯波)は加賀に没落した。

一一年(一四七九)十一月時点で尋尊は、越前国合戦ハ、去朔日豊原寺へ義敏息・甲斐入部、朝倉方法師原自焼了、^{甲斐}甲千計入部云々、四日・五日比二宮以下平泉寺二入部、同朝倉方法師自焼了、於細呂宜合戦有之間成野了、自余郷々ハ河口・坪江無大事云々、但一庄在宝悉以預置豊原寺之処、如此成下之間、不残一物取散了、百姓等不便、南都迷惑也、斯波ハ長崎二陣取云々、一国中上下路次悉皆自朝倉方止之、以朝倉之判令出入云々、甲斐方ハ見継勢一切無之云々、近日大雪之間、不及合戦、春可有合戦歟云々、此興之出帳也云々、¹⁰⁾

と記しており、両者の戦局の鍵を握っていたのは、強大な財力と軍事を擁する白山天台宗系大寺院豊原寺・平泉寺であり、ともに甲

竹間 戦争と戦場の住民

斐方に味方していた。そして両寺院では「朝倉方法師原自焼」、「同朝倉方法師自焼」した。

戦場となった細呂宜は荒廃したが、他の河口・坪江庄の村々は大事に至っていない。しかし、住民の財宝は預け先の豊原寺が甲斐方の陣所となっていたため、朝倉方の略奪にあり、全てを失ってしまったている。

地域住民が戦乱等の非常事態に備えた隠物・預物の習俗については、藤木氏が先の高木氏の研究を踏まえ、詳細な分析を行っている。¹¹⁾中でも、大和・奈良の興福寺多門院をはじめとする寺院や僧坊が、「物のアジール」¹²⁾「動物のアジール」として重要な預け先となっていたという、指摘が注目される。(藤木氏は、

『多門院日記』永禄二二年正月三日条「乱世にて、道具、隠所無之」の記述から、戦乱などの非常時の預物を、日常的な預物と区別して、特に隠物と定義している。¹³⁾同時に、藤木氏は、預け先自体が戦禍に巻き込まれる可能性がある緊張した状況下(永禄一〇年一五六七、五月時点)では、多門院英俊自身が仏具・武器・家財やよその有力者からの預り物

を、法隆寺・若宮神社などの寺社や今井・十市など、奈良の町からはかなりの距離がある六ヶ所に分散した事例を挙げ、この行動が、自坊の物や預物の保全策であったと推測している。また、戦乱を心配して多門院へ預物を、本主が引き取りに来ている史料も紹介している。¹⁴⁾

この藤木氏の分析から、戦乱という非常事態では、有力寺社への隠物も決して安全では無いことを示唆している。特に敵方の隠物に對しては、なおさらであり、この点についても、戦国大名の「隠物改め」の実態が、藤木氏により詳細に解明されている。¹⁵⁾

河口・坪江庄の住民は、地域の有力寺院豊原寺に財宝を全て預けていたが、豊原寺は朝倉方と敵対していた当事者であり、そこに預けた物は、まさに敵方の物と見なされたのである。「百姓等不便、南都迷惑也」と尋尊は、百姓に同情し、不満を抱いているが、預け先が不利になったり敗れた場合、それなりのリスクがあったことが分かる。多門院英俊は、戦争の当事者でないにもかかわらず、軍事的緊張下の中で、先のような行動に出たのであつ

た。まして、豊原寺は、朝倉方の戦闘相手そのものであり、攻撃対象であった。

河口・坪江庄の住民は従来の慣行に従って、地元の有力寺院豊原寺に財宝を預けたが、この行動は、豊原寺のアジール性ではなく、むしろその軍事力に懸けて、預けたのものと見なすべきである。それは、豊原寺が領主の居館・城と同等な役割を担っていたことを想定させる。⁶³⁾ただし、両庄の庄園領主は大乗院であるので、単純に領主の居館・城と同一視することには慎重であらねばならない。

庄園領主が遙か遠隔地の奈良にいて、その保護が期待できないという厳しい状況下で、住民は甲斐方の豊原寺を隠物の預け先として決定したものと考えられる。しかし、住民自身が豊原寺に避難した形跡はない。戦場となった細呂宜は荒廃したが、他の郷は無事であったことから、河口・坪江庄の住民自体は朝倉氏から敵対勢力とは見なされなかったと判断される。

朝倉勢は、敵方の豊原寺にある財宝その他をその由緒・由来に関係なく、すなわち他から依頼された隠物であるか寺宝・寺物である

か関わりなく、略奪対象としたものと結論づけられる。

預主の明らかな敵対行為の有無に関わらず、預物先に敵方が侵攻した場合、預物・隠物は略奪される、これが現実であった。問題は場所の区別、具体的には高木氏が指摘する「敵地」と「味方の地」の峻別であり、⁶⁴⁾略奪の対象は、「敵地」にある物全てであったのである。そもそも、後年の事例とはいえ、多門院のように、戦闘の当事者とは全く関係ない、中立の立場にある、戦場の有力寺院ですら戦禍を恐れ、預物や寺物を遠く離れた別な場所に分散させている。尋尊の同情や不満は明らかな認識不足といえる。

この時の戦闘で朝倉孝景は、加賀との通路を封鎖し、甲斐方の援軍を阻止している。そして、大雪で春まで束の間の休戦状態になった。まさに自然が戦闘に多大な影響を与えていたことが分かる。⁶⁵⁾

文明一二年(一四八〇)春に戦闘が本格的に再開された。

四月三日に越前から上洛した難波新さ衛門の報告によると、朝倉方優勢の中「平泉寺・

豊原両寺法師共次第二逢参⁶⁶⁾二朝倉方二来云々」になり両寺院の動向に変化の兆しが現れ始めた。この時、河口・坪江庄では「金津町屋ハ焼了」、「熊坂悉以焼払了」となっている。⁶⁷⁾

しかし八月になっても、両庄を舞台に「朝倉与甲斐并屋形合戦及度々之間、坪江・河口庄迷惑無申計云々」といった激しい戦闘が続いていた。七月双方の城が落ち、「細呂宜・山荒居・小熊坂・溝江上郷以前放火、庄家ハ半分計相残、自余庄々も迷惑如無云々」となり、庄内の村々は放火され半分の家しか残らず、他庄も被害を受けていた。⁶⁸⁾

九月二八日付の大乗院尋尊が現地に遣わした両使の注進状によれば、

一、河口庄民等武者二責出、八月廿八日合戦了、甲斐方者并庄民等多以被打死了、千余人云々、

一、北郡分坪江・河口両庄、悉甲斐方二打取了、

一、両庄郷々発向、中々不及是非、如形可進納物悉以被取散了、

一、郷々事面々二可知行之由申、強入部

共不及是非云々、⁽⁹⁾

と報告されており、河口・坪江両庄は戦乱の被害が甚大であり、特に河口庄では、甲斐方により強制的に庄民が兵士として動員され、八月二八日の合戦で甲斐方と併せて千人余りが討死している。そのうえ、甲斐方は北郡分坪江・河口両庄で略奪行為（打取）を行っている。

このように、甲斐方から強制動員され多くの庄民が討死したり、甲斐方の攻撃対象になるなど、まさに加越国境地帯は、激しい戦闘の場となり、庄民は否応無しにこれに巻き込まれていたのであった。もはや敵方・味方の区別に関わらず、庄民は戦闘の当事者から被害を被っていたのである。特にこれまでの住民の軍事動員に関する研究では筆者を含め、住民の主体性を強調しているが、少なくとも、この時の戦闘では河口庄の住民が強制動員されていることに注意しなければならぬ。今後戦闘地域の住民の軍事動員に関して、一層の精査を行う必要があると考える。⁽¹⁰⁾ また、軍勢による略奪は戦闘地域において、見境無く行われていたことも、確認され

た。先に検討したように、文明一一年（一四七九）一月の戦いにおける朝倉方による隠物の略奪は、敵地に存在する物の略奪行為の一環であったが、この時の甲斐方の略奪行為ではそのことは確認されない。

峰岸純夫氏は、戦場の地域の安全維持について、制札の機能を中心に分析を行っている。その中で、侵攻してくる軍勢の大名から、味方の地として認定され制札を得ても、それだけで安全が保証されたわけではないこと、また寺院のアジールについても、アジールであることだけで、その場が守られないことを指摘している。その脈絡から、峰岸氏は平和維持のためには、制札を要求する主体の営為（闘争）の力量・努力にかかっているという点を強調している。⁽¹¹⁾ この峰岸氏の分析から、味方の地と認定され制札を交付されても、その軍勢から攻撃、略奪されることが判明した。すなわち、戦場の舞台となった地域では、敵味方の区別無く略奪・暴行が行われていたのである。甲斐方は庄民の意向に関わりなく、軍事動員、略奪行為を行ったと考えられる。

一方、被害を被った庄民等は、全く無力だったであろうか。

長祿三年（一四五九）一月の記録では、有力国人堀江氏が、甲斐氏と戦うため、土一揆を起し豊原寺を攻撃する体制を調べている。この時、「坪江・河口両庄既同意、国中同前」であった。翌長祿四年（一四六〇）閏九月二日先公文堀江民部が細呂宜下方奪回のため乱入するが、百姓等の強い抵抗を受け、金津道場の仲介により撤兵している。

また、寛正二年（一四六一）七月には、二年前から続く大飢饉で、河口庄では、九二六八人も餓死者と七五七人の逐電者という具体的な数字をあげ、これを理由に田楽頭反銭納入ができないことを、百姓両人が上洛し報告を行っている。しかし、同年一〇月、庄園領主大乘院は、朝倉孝景を代官にして、河口・坪江庄で滞納されていた田楽頭反銭七百貫文の徴収を請負わずことを決定した。これに対し河口庄では「百姓等以外仰天」し反銭四百貫文の納入を誓約したうえで、「庄家之大儀にてあるへく候」と反対した。百姓等の嘆願は却下され、その二年後の二月には、河口

庄本庄郷百姓等が「捧目安一卷」げ、「政所朝倉非分題目色々申付之間、無力百姓等逃散」したことを理由に、朝倉氏の代官罷免を要求している。²⁸⁾

このように、長祿・寛正の大飢饉（一四五九〜一四六一）の最中、河口・坪江庄民は、土一揆に参加する意志を持ち、先公文堀江民部の強入部を阻止したり、また庄園領主と反銭納入・代官罷免をめぐり、積極的に交渉を行っている。これは庄家の一揆の一環であり、庄民の主體的行動と見なせる。つまり、戦渦と大飢饉という過酷な状況下でも、庄民は決して泣き寝入りしていたわけではなく、生活維持・向上のために奔走していたのであった。

庄民が報告した飢饉の死者や逐電者の数も正確である確証はなく、大乘院はそれを鵜呑みにせず、結局庄民等の嘆願を退け朝倉考景に反銭徴収を請負わせている。庄園が壊滅状態にもかかわらず、強引な徴収をすれば、結果的に庄園領主にそのつけが回ることは、大乘院自身が充分理解していたはずである。（餓死者・逐電者の増加により耕作・収納が不能

事態に陥る）

田楽頭反銭七百貫文は完納できないが、朝倉氏を代官にすると知るや、四百貫文は納めると譲歩し条件闘争をした点を重視したい。

また、大飢饉の最中に有力国人・守護被官の権力闘争に絡んだ土一揆に参加する意向を示したり、国人の強入部に実力で抵抗する力を持つていたことに注意を払わねばならない。

大飢饉で多数の餓死者・逐電者が出たことは確かであるが、庄民が全滅したわけではなく、荏開津典生氏は、農業経済学の立場から、飢饉と階層との相関関係について着目し、古今東西を問わず飢饉の主たる被害者は社会の弱者であり下層階級であるという鋭い指摘をし、今日の飢餓問題に共通する課題であると言及している。²⁹⁾

寛正二年（一四六一）は全国的な飢饉で、疫病が蔓延していた。これについて尋尊は、「去年諸国早越、并河内・紀州・越中・越前等兵乱之故、彼国人等於京都悉以飢死了、於兵乱者御成敗不足故也、可歎々々、近日又京中疫病以外事也、二条・月輪以下公家・武家輩少々他界、凡希代次第共也」といった状況

であると記し、政治の無策が兵乱の原因であると厳しく批判している。また、兵乱を逃れ京都に流入した難民が悉く餓死しているが、支配層で餓死した者はなく、同時期に蔓延した疫病で公家・武家が珍しく死んだと述べている。それどころか東福寺靈隠軒大極の日記『碧山日録』によると「国家大臣某賞東溪之梅、高歌爛醉、飲娛終日、其帰也、狂呼馬上、嘔吐路旁、其勢不可触也、路人皆目而避之」と、昼間から大騒ぎをして泥酔し、路上で嘔吐する者が目撃される始末であった。

この兵乱は、前年九月に幕命で畠山宗家の家督が、義就から政長に替えられ、政長が河内・紀伊・越中の守護に就任したことに起因している。失脚した義就は領国河内に下り、公然と幕府に敵対し迎撃戦を行っていた。主戦場の河内国では、住民が被害に遭い難民化し、京都に流入していた。三月一六日大極が夕刻六条街で、死んだ子供を抱きながら路上で号泣する一老婦に出会っている。老婦の語るところに依ると、「河州流民也、三季大旱、稻梁不登、県官酷虐、索租不少貸也、若不出者遭刑戮、繇是流離它州、餓口乞食、然而此

子不得給、形骸心勦、殆至比極也」であった。三年に及ぶ大旱魃にもかかわらず、守護島山義就は、租税を厳しく取り立てるばかりで、出挙等何ら救恤措置を施さず、苛斂誅求をしてきた。そこで流民となったとの説明である。この老婦の話の内容は、現代の世界規模の政治・経済に通じる重大な問題である。すなわち、支配者が軍事行動を最優先するあまり、その他の政策を顧みず、住民に塗炭の苦しみを与える典型である。²⁸⁾

後年の永正元年（一五〇四）三月、和泉国日野根庄では、「地下之飢饉言語道断」という状況下で、寡女兩人が蕨之粉盗人として、村人に追跡され、自宅に踏み込まれ家族と共に処刑されている。²⁹⁾ これらの事例から、河口・坪江庄の餓死者・逐電者の大半は、庄内の弱者・下層身分の住民であったと考えられる。過酷な社会情勢・環境下では、冷酷な自力救済の現実、弱い者の切り捨てを垣間見ることが出来る。まさに戦乱・飢饉の被害のしわ寄せは、社会的弱者に集中したと判断され、荏開津氏の指摘の如く、これは今日的課題でもある。

文明一六年（一四八四）一月七日に尋尊の元に届いた「北国両使注進状」では、河口庄之内、新庄郷・大口郷・関郷・細呂宜郷・溝江郷・此五个所ハ悉以兩陣之構二成之間、荒作毛扨竹木了、百姓等逐電、兵庫郷内東郷ハ悉以荏田成了、北兵庫村ハ烧了、玉見郷之東之村ハ悉以荏田、大苗代ハ悉以烧了、荒居郷ハハツワカノ村マテ扨竹木了、烧了、本庄郷ハハツワカノ村ノ東辺マテ悉以扨竹木、ことを伝え、そして「甲斐方為合力ニ、加州一キ可入国云々」という状況を報告している。この報告を受けた尋尊は、「以外次第迷惑也」「寺社本所之迷惑也」と庄園領主として、両方合戦に対して迷惑でとんでもないと感想を述べている。²⁸⁾

両陣が構えられた河口庄は、作物が荒らされ、竹木が伐採され荒廃し、家を焼かれた百姓は逃亡を余儀なくされた。注進状では、これら荏田・放火等の略奪・暴行行為を行った主語が書かれておらず、朝倉・甲斐双方の軍勢により行われたものと見なせる。先の文明一三年（一四八一）の合戦では、甲斐方は

河口庄民を軍事動員する一方で、北郡分坪江・河口両庄で略奪行為を行った。文明一六年（一四八四）の戦闘では、これに加えて、加賀一揆勢が甲斐方に味方をし、越前侵攻を企てている。

この時の加賀守護富樫政親の動向は不明だが、幸千代との争いの際、甲斐方は幸千代に味方し政親と敵対しており、政親の勝利後も和睦した形跡はない。

この流れからすると、甲斐方・加賀一揆の越前侵攻には守護富樫政親は無関係であり、朝倉方が文明一一年（一四七九）に甲斐方の援軍阻止の為に加越国境を封鎖したのも、その対象は加賀一揆と判断される。そのうえ、加賀守護富樫政親は応仁の乱で朝倉氏と共に東軍に属していた。一時戦略上の問題から朝倉孝景は幸千代擁立に動いたが、幸千代方が西軍につき加賀で優勢になると、孝景は越中勢による政親救援の要請を幕府に行っている。²⁹⁾ その後、富樫・朝倉間で対立、抗争は起こっていない。

また、甲斐・朝倉の戦場になった加越国境には蓮如の布教の拠点吉崎御坊が存在し、多

くの多屋衆・門徒が参集していたが、戦乱による彼等の被害は記録では確認されない。朝倉氏も後の永正の乱の時に吉崎を是れとす本願寺派寺院を破却・追放してない。すなわち、文明一六年（一四八四）時の越前侵攻を企てた加賀一揆は本願寺主導の一揆ではない。

本願寺派寺院が影響力を及ぼす地域の一揆・住民を、門徒組織に一元化する見解もあるが、一揆の構成員や住民の中に本願寺門徒が存在すること、組織の本質が何かということとを混同させてはならないという金龍静氏の指摘は重要である。また金龍氏は、一般に、人と人との関係は兵農分離以前においては多元的であり、自らの多面性でもって、他者に対応していたと言及している⁶⁰⁾。本願寺門徒も、信仰の多様性、複雑な信仰形態の中で生きていたのである⁶¹⁾。

金龍氏の指摘のように、この時の加賀一揆に本願寺門徒が加わっていたとしても組織の本質に影響を及ぼすものではない。重視すべき点は、加賀国内に守護から自立し、守護に敵対していた甲斐方を公然と支持し、越前

侵攻ができる程の軍事力を持つ一揆勢力が存在したことである。ただし、加賀一揆の具体的構成については不明である。

いずれにせよ、陣所が置かれた村々では、軍勢により乱暴狼藉が公然となされ、それは敵対していたか否かに関わりなく行われたことが分かった。戦闘の舞台では、敵方・味方の区別以上に、争奪地の確保が重視されていたと考えられる。また、村々の側は、軍勢の双方に安全を保証してもらう交渉をする余裕すらなく、逐電することが精一杯であったのであろう。この時逐電した住民は、戦争難民と言えよう。住民に取って、もはや村内の立場や財力の差は、関係ない事態に至っていたと判断される。古今東西で、戦場の非戦闘員である住民が、戦闘に巻き込まれ多大な被害に遭う状況が、改めて確認される。

その後、甲斐方は越前侵攻を試みるが撃退され、最終的に朝倉氏の越前における実質的覇権は確立していく。

二、永正三年一揆と在地の荒廢
永正三年（一五〇六）北陸一帯を舞台に永正三年一揆が勃発する⁶²⁾。

越前では、中御門宣胤が「越前土一揆（一向衆、甲斐年）」自去十三日蜂起、国衆得勝、一揆及一万八千人死云々」と記録しているように、朝倉勢と加賀一揆勢・甲斐勢との間で戦闘が行われ、朝倉方が大勝利を収めている⁶³⁾。

この時の主戦場も加越国境地帯であり、その被害は甚大であった。戦場となった越前吉田郡禁裏御料所河合庄の状況について、先に越前の戦闘について日記を記した申次中御門宣胤が克明に報告している。土御門天皇七回忌の仏事懺法講の費用を徴収することになったが、

永正三年（一五〇六）八月二日付の宣胤の日記では、

又こんとそう（念劇）けきにつき候て、わざと人をめし下し候、一昨日まかり上候、この度（可矢）ゆみや、御れう所河合にての事候程に、土民の家ことくくやけ候と申候、ことしはいつもの御ねんくさえ、なにか申入候はんすると、心くるしく存候、

と朝倉方と一揆方との戦乱により、河合庄では、住民の家が全て焼かれてしまい、恒例の年貢徴収も困難であることを伝えている。

そして、現地の雑掌で「武家奉公者」である高嶋宛に、懺法講費用進納を朝倉貞景へ依頼する内容の書状を書いた。しかし、高嶋は「いせんハ伝奏より、武家の仰にて伊勢守貞宗申くたし候ふんにて申つかハし候、さやうに候ハてと申候、そのうへこんと国のさく乱につき候て、京都の事しかくと申と、け候ハぬゆへと申候て、国よりことの外述懐仕候、かやうのおりふし申くたし候ハ、中くとりもあけ候ましく存候よし申候て、かへしまいらせ候」(筆者傍点)と、以前は、幕府の指令により伊勢貞宗から費用徴収を伝えられていたので、そのようにすべきで、そのうえこの度の合戦で、朝廷のことは確実に伝えることはできず、現地では、予想以上に不満が高まっております、このような状況では命じても従わないであろうと、宣胤の書状を返してきた。

公家の依頼ではなく従来通り幕命で費用納入をさせるべきであるという理由と、永正三年一揆の影響で都の朝廷の指令が正確に伝わらないという理由で、書状を返却してきたのである。高嶋の対応からも、現地の戦乱による荒廃・混乱が窺い知れる。

竹間 戦争と戦場の住民

八月二八日、懺法講伝奏の役を「就越前儀、加州知行不通、堪忍不可叶事、息女於越中死去愁歎事、長直卿超越事」の三ヶ条を理由に、中山宣親が辞退した。そこで、中御門宣胤が引き受けることになった。

一月八日には、勾当内持への書状で、「(越前)ゑちせむの事、この程甘露寺中納言青侍まかりのほり候、一きおこり候を、又をひはらひ候へとも、国もそうくしく候程に、らいに人をくたし候へと、案内令申候」と越前で一揆が起こり撃退したものの、まだ混乱が続いているので、来月に人を下したほうがいと述べている。また翌年四月三日付の日記には、「去年依一揆乱、悉民屋焼失之間、御年貢不致沙汰、依此問答送数月、且千疋進之、残二千疋来六月可進之由有書状」とあり、永正三年一揆で民屋が全て焼けしまい、しばらく年貢徴収ができなかったことを記している。

このように、加越国境地帯の越前の庄園では、戦乱で住民の家が全て焼かれてしまい、年貢納入ができる状態ではなかった。そのうえ、混乱が続いていたのである。住民の家を

焼いたのは朝倉方が一揆方かは、判然としないうが、住民が戦乱の被害に遭ったのは確かである。

河合庄は、永正三年一揆以前から朝倉氏にとつて重要な収入源となっていた庄園であり、一揆方という理由で攻撃したことを示した史料はない。ちなみに河口・坪江庄内の真言宗の古刹滝谷寺に対し、永正七年(一五〇〇)末に朝倉貞景は以下の安堵状を発給している。

所々買得分事、以前雖出一行、去永正三年一揆蜂起之時紛失云、就其目錄封裏訖、仍任当知行之旨、不可有相違之状如件、

永正七

十二月十八日 貞景(花押)

滝谷寺

吉祥坊

金龍氏は、永正三年一揆について、この安堵状や越中における農民の行動を記した史料から、農民層による年貢台帳や目録の破棄などの農民闘争的行動も散見されることを指摘している。そして甲斐方牢人の権力闘争等一

向衆以外の者もそれぞれ戦つていたことを挙げ、戦いに加わった人々も多様で、目的もさまざまであったと言及している。

滝谷寺は永正一〇年（一五一三）にも、寺領買得寄進地に関して、「山林竹木不可有領主妨旨、同一行雖在之、去參年土民蜂起時、皆以令紛失^{云々}」との理由で改めて、朝倉孝景から安堵されている。この史料からも、永正三年一揆時に有力寺院が攻撃され、寺領に関する書類が紛失してしまったことが確認される。しかし、蜂起した土民の内容は未解明である。金龍氏の分析のように彼等が一向衆に収斂していないことは確かであるが、問題は有力寺院のみが攻撃対象になったわけではなく、一般住民の民屋も甚大な被害を受けていることに注意を払う必要がある。農民闘争的行動の脈絡では、農民の家が焼払われることが提起する、多様でさまざまな目的をもつ一揆参加者の構成員に関して、精査を行うべきであるが、小稿では一定の見通しを述べるに留め、具体的検討は今後の課題にしたい。

「朝倉始末記」によれば、永正三年一揆後、

「其後、吉崎ノ道場、和田ノ本覚寺、超照寺、其外国中ノ道場ヲ破却シ、門徒類葉ヲ追伐シ、百姓・土民ノ所知分・私領等ヲ没収セラレケル」と記されている。この百姓・土民ノ所知分・私領等の中に河合庄が含まれていたか否かは分からないが、戦乱時に河合庄の住民が一揆方として戦ったことが不明な以上、朝倉方の焼討ちに遭ったとは即断できない。文明期の争乱（一四七一〜一四八二）と同様、甲斐氏牢人らが対朝倉戦の主要戦力となっており、彼等が住民の家を焼いた可能性も充分考えられる。また、当時の越前における本願寺門徒の組織形態も明確ではなく、河合庄の住民を本願寺門徒として位置づけることはできない。

以上の点から、文明期の争乱と同様、朝倉方と一揆・甲斐方の主戦場の舞台河合庄は、双方から無差別攻撃の対象となった蓋然性が高い。また、真言宗寺院滝谷寺は、朝倉氏から保護を受けており友好関係にあったので、朝倉氏当主の貞景自身が焼討ちを指令することとはあり得ない。しかし、最前線に存在する味方の寺院を兵火から守ることは、現実問題

として不可能だったろう。朝倉方の戦闘の最大目的は国境死守であり、一揆・甲斐方の迎撃を第一義に考え戦闘に臨んだはずである。滝谷寺は農民の攻撃対象になったというよりは、戦場に位置していたため、戦乱に巻き込まれざるを得なかったと考えるべきではなからうか。「一揆蜂起之時」「土民蜂起之時」安堵状が紛失した一揆・住民が安堵状を破棄したと即断できないと考える。ちなみに河口・坪江庄内に寺基があった有力寺院曹洞宗竜沢寺は將軍家祈願所であり、河合庄に松包半名など多くの名田や名主職を持っていた。しかし、永正三年一揆で住民からの襲撃対象になったことを記録した史料は管見ではない。

まとめ—その後の戦闘と河口・坪江庄—
これまで一、二節にわたり、文明の争乱・永正三年一揆時の検討を通じて、加越国境地帯の戦場の村が、敵味方の区別無く、戦争の当事者双方からの攻撃に巻き込まれ甚大な被害を受けてきたことが確認された。そのうえ、被害の大きさは村内の立場・階層に比例し、弱者にしわ寄せが及んでいた可能性を垣

間見た。しかし、戦闘の状況次第では、立場・身分の差に関係なく地域全体が被害に遭うことが知れた。

その後も加賀と越前は敵対関係にあり、交戦状態は継続していた。特に加越国境が戦闘の舞台になったのは、永禄一〇年(一五六七)の加賀一揆勢の侵攻時である。この時、加賀一揆勢は坪江庄の金津まで進撃したが、朝倉方に迎撃され大敗している。しかし、河口・坪江庄の具体的な被害は史料では確認できない。永禄一二年(一五六九)、朝倉氏と本願寺の間で最終的に和議が結ばれ、両者の戦闘は終結する⁶⁸⁾。そして共に、新たな強敵織田信長と総力を挙げ死闘を繰り広げることになる。その後の河口・坪江庄はどうなったのであろうか。

天正三年(一五七五)織田信長の越前再征時に、大量無差別殺戮が行われた。一揆殲滅直後の八月に河口・坪江庄の還付請願のために、現地に下向した大乘院尋憲は、目の前にした恐るべき惨状を「越前国相越記」の中で記録している⁶⁹⁾。

八月二九日条では、以下のように記されて

竹間 戦争と戦場の住民

いる。

一、原田備中山狩テ帰候由聞間、陣所へ為礼行、魚住案内者也、然処山狩テ一揆共切ステ仕数ノシルシニハ、鼻ソキテ持来、其外二百余生取テ来、陣屋ノ西ノ田ニテ悉以首切、愚当年父公廿五廻相当、然モ当月廿九日今日当日也、可至此事ニアラス、此追善ヲ仕テ可相越事ナカラメ、信長早速属本意入国之処、遅々候テハ知行事大事也、然間追善去八月十七日ニ講問ニテ行之、如此追善仕候キ折節、多首切所へ行合事、シカシナカラ後大染金剛院之御事、一入憐ニ覚テ、彼河口十郷并坪江庄上下郷百姓等モライ免除サセタク思、原田備中申出処、可致馳走由請条悦人物也、帰テ魚住ニ明日免除制札之儀備中へ弥申てト申心得由也、

尋憲は、河口・坪江庄の知行回復のために、一刻を争い自ら信長のもとに赴き、請願をしなければならぬと判断した。そこで、亡父二条尹房の二五回忌の追善供養を命日の八月二九日から、八月一七日に繰り上げ行い越前に向かった。父の命日当日の二九日に、

魚住隼人正の案内で、残党掃討の山狩から戻った原田直政の陣所に行ったところ、斬殺した人数の印として鼻をそぎ落とし持ち帰っていた。そのうえ、陣屋の西の田で生捕りにした二百余人全員首を刎ねた。これを目撃し驚愕した尋憲は、河口・坪江庄の住民の助命を願い出るために、原田・魚住に免除の制札交付を依頼している。

山狩で生捕りになった百姓の多くは戦渦を逃れた住民で、その中には河口・坪江庄の住民も含まれていたであろう。だからこそ尋憲は、庄園領主の責務として彼等の安全のために動いたのである。残党掃討作戦においては、山に逃れた住民が全て一揆勢と見なされ殺戮されたのであった。すなわち、いかなる理由があるにせよ、居住地を離脱した者を敵対行為として一括し、殺戮対象としたのであった。

一方、有力商人橋屋三郎左衛門尉のように、一揆蜂起時に能登に逃れ、信長の越前再征後還住した者は赦免され、従来の特権を安堵されている⁶⁹⁾。しかし、一般住民にそのような余裕はなかったはずであり、山に逃げ込む

しか道はなかつたのである。彼等が明らかに織田勢に抵抗した一揆の残党であれば、いかに尋憲とて助命嘆願をすることはできなかったであろう。

九月二日には、魚住から、信長の制札交付には、多額の朱印銭が必要なことを告げられている。同日、「女共父ニハナレタルナント申者共、同家ニ居候へハ、不請御迷惑」との理由で宿所を替えることを勧められ同意している。この女共は戦渦の中で親とはぐれた女性であろうか。詳細は不明だが、女性であるため殺されず生捕りにされた可能性も考えられる。

九月三日制札が交付された。同時に信長から、現地に逗留したままでは苦勞が多いだろうから都に戻るよう丁寧に勧められたが、「無逗留テハ諸刃^⑧難成候間、何も可有逗留」と強い意志を持ち還付請願のために、あくまで逗留を続けることを決意している。制札交付の奔走も究極目標は、寺領還付であった。すなわち尋憲は、純粋な憐れみだけからでなく、領主権回復の運動の一環として制札交付・領民の保護に奔走したのである^⑨。

翌日尋憲の家来と魚住の甥大口孫ヘイジ等一行が、河口十郷と坪江上郷の各郷へ、それぞれの制札を渡すため触れ歩きに行くが、「悉家ヤケ候故ニ、人在所ニ一人モ無之」といった状況で、どうにか清長次郎兵衛と出会い預け、兵庫郷では次郎兵衛に渡した。坪江上郷は「路次不知、又ハ郷二人無之」であり持ち帰っている。

六日家来の森田市右衛門を坪江上郷に向かわせ、武曾隼人入道に制札を預け、郷内で触れ回ることを任せている。しかし、河口庄は、「十郷申触候へ共、郷二人も人無之条、不及了簡」であった。七日には、「郷二人無之間、朱印渡可申方無之」と報告した清長次郎兵衛に対して、魚住は、制札朱印を受け取らないならば返却するように命じ、受け取らない以上今後は還任を認めない旨を直接通告した。そこで、次郎兵衛は魚住に対面し、兵庫郷については自分が預かっているので、請負うことを申し出ている。

そして八日の時点で尋憲は、森田市右衛門に清長次郎兵衛を伴わせ、制札を受け取るか否かの確認のために、魚住の副状と自分の

指示書を添えて、河口十郷・坪江上郷に向かわせている。

これらの一連の流れを検討した藤木氏は、中世社会の還任の習俗に則しているものであるといった確な指摘をしたうえで、人と物の略奪はあらゆる戦場の常であり、信長軍だけが異常な根切作戦を貫徹しえたわけではなかったと結論付けている^⑩。

翌日には、新庄郷と細呂宜郷を除く河口庄十郷の住民それぞれに制札を渡している。一方、依然新庄郷は、「色々在所尋廻候へ共、一人茂無之」また細呂宜郷は、「又一人茂郷人相ナララス候、殊賀州路次ニテ陣取未候間、郷人ハ一人茂有間敷候」(傍点筆者)といった状況であった。確かに信長軍の行動は、従来の戦場における軍事行動から逸脱したものではない。しかし、現実問題として新庄・細呂宜郷には無人状態が続いており、特に細呂宜郷では、加賀に対する陣地が構築され乱暴狼藉の主体たる織田方の軍勢がひしめいていた。還任したくてもできない状況下にあったといえる。この矛盾した危険地帯に還任を命じ、従わない者は金輪際許さないといい

た、非常な通告がなされたのだった。軍事最高司令官が、戦渦の現地の惨状を正確に知らないことは、現代の戦争でも起っている重大な問題である。

一日受けとり手がない両郷の制札は、魚住との相談の上、清長次郎兵衛に預けることにした。そして尋憲が上洛するので次郎兵衛に、「御朱印旨任せテ十郷各致還住候様ニ弥致馳走可然」ことを頼んでいる。還住すべき住民が不在である異常事態を信長の重臣魚住自身も認めていたのである。また信長から越前支配を命じられた柴田勝家も、新郷郷宛に自ら還住を求める制札を発給している。そのうえ、味方と認定され織田氏から手厚い保護対象となっていた織田寺・同門前宛に、ほぼ同内容の柴田勝家掟書が出されていることや、本願寺派寺院・門徒と鋭く対立し、織田方に味方と認定された、真宗高田派門徒境内熊坂郷に信長の制札が発給されていることを見過ごしてはならない。⁴³特に熊坂は河口庄細呂宜郷に存在していた。

以上、天正三年（一五七五）の織田信長の越前再征時の河口・坪江庄の状況を検討した

竹間 戦争と戦場の住民

が、戦渦にあったのは越前のほぼ全域であり、国境だけではない。しかし、敵対する加賀との境界にある細呂宜郷は、還住を命じる制札発給後も、緊張状態であり、織田勢の陣所が置かれ住民の安全にはほど遠い状況であった。

また、天正元年（一五七三）八月、朝倉氏を滅ぼした時には、信長は「一乗之谷押寄之処、朝倉退散候条、谷中不残一字放火」し朝倉義景を追いつめ切腹させた後「残党共太略召出」ているが、過酷な殲滅指令は出していない。しかし、二年後の再制時に一揆殲滅指令を下している。⁴⁴このように、両者には明確な相違が認められ、今後より比較検討を行う必要がある。ちなみに、天正一〇年（一五八二）五月、能登棚木城落城の際、信長の武将前田利家は、捕虜の中で越後からの援軍は助けても良いが、能登の者は絶対に助命は認めず、釜茹での刑に処すことを厳命している。落城で捕虜となった人別が可能な場合の事例であろう。⁴⁵

現時点で筆者の結論としては、無差別殺戮は、敵味方の区別が付きにくい対一揆戦

（様々な階層が、複雑な利害関係で参加）における戦闘の特質と言える。また、朝倉氏滅亡後、織田政権を転覆させ国外に駆逐した「国中ノ一揆」の基底にあった住民の自立性への脅威が、無差別殺戮の主因と考えられる。

敵地にいる一般住民を巻き込む攻撃は記憶に新しい。近代戦における都市無差別攻撃（重慶空爆や広島・長崎の原爆投下）や現代戦（一九九三年の湾岸戦争、二〇〇三年のイラク攻撃）に通じる問題であると考える。特に、後者のピンポイント攻撃での、敵対するか否かの意志表示の余裕すら持てない立場の子供、女性や老人などの非戦闘員に対する被害の実態については、映像などの情報操作が公然とまかり通っている。そして、これを誤爆の一言で片づけてしまう昨今の世情に危機感を抱きつつ、戦国期の戦場の住民がどのような状況にあったか、改めて個別研究の必要性を痛感し、逆にそこから今なお続く、一般住民を巻き込む戦争の問題を考えていかねばならないと思った次第である。筆者の能力不足で、先学の貴重な研究成果を十分に理解できず、散漫な記述に終始してまったことを

反省し今後の課題としたい。

- (1) 注 藤木久志「戦国史をみる目」P二一九〜二三〇(校倉書房、一九九五年)、同「村の隠物」(「村と領主の戦国社会」第八章、東京大学出版会、一九九七年) など
- (2) 高木昭作「乱世―太平の代の裏に潜むもの―」(『歴史学研究』五七四号、一九八七年)
- (3) 山本浩樹「戦国大名領国「境目」地域における合戦と民衆」(『年報中世史研究』一九、一九九四年)、峰岸純夫「東国戦国期の軍事的境界領域における「半手」について」(『中央史学』一八、一九九五年、後に『中世災害・戦乱の社会史』吉川弘文館、二〇〇一年に収録)、則武雄一「駿豆境領域の大名権力と民衆―天正年間を中心に―」(『沼津市史研究』八、一九九九年) など
- (4) 『大乘院寺社雑事記』文明二三年九月二四日条、以下、『大乘院』と略す。
- (5) 「当国御陳之次第」(『福井市史』資料編1、古代・中世、以下、『福井』市と略す。)、『大乘院』文明四年八月一七日、二〇日、文明五年四月二日、八月十五日、一〇月一六日、文明六年閏五月一五日条など
- (6) 『大乘院』文明五年八月一五日条
- (7) 「蜷川親元日記」文明五年七月二三日条(『加能史料』戦国I P一七一〜一七二)
- (8) 浅香年木『百万石の光と影 新しい地域史の発想と構想』(能登印刷出版部、一九八八年) P一六〇、一八〇〜一八一
- (9) 『長興宿禰記』文明二一年閏九月四日条、『晴富宿禰記』文明二一年閏九月四日条、『管見記』文明二一年閏九月四日条(『大日本史料』第

- (10) 八編之一〇)
- (11) 『大乘院』文明二一年一月二七日条
- (12) 藤木注(1) 前掲論文「村の隠物」、同「村の隠物・預物」(ことばの文化史) 中世一、平凡社、一九八八年)
- (13) 藤木「村の隠物」
- (14) 前注(12)で藤木氏は、領主の居館・城も隠物の預け先となっていたことを指摘している。
- (15) 文明二二年(一四八〇)一月一〇日に小規模な戦闘が行われている(『大乘院』文明二二年二月三日条)
- (16) 『大乘院』文明二二年四月七日条
- (17) 『大乘院』文明二二年八月三日条
- (18) 『大乘院』文明二二年一〇月一四日条
- (19) 拙稿「戦国期能登国の争乱と住民」(『北陸史学』四九号、二〇〇〇年) ちなみに、天正一〇年(一五八二)四月一八日、前田利家は、船の抛出を拒んだ能登珠洲郡上戸の百姓の磔刑が延期されていたので、七尾城の兄安勝に対して、直ちにこれを履行し、船の抛出を拒む者は、船が着岸する海岸で磔刑にするように指示を下している。(『金沢市史』資料編3 近世一第二章第一節2号、以下、『金沢』と略す) この事例も強制動員の一例として参考になりうると考える。
- (20) 峰岸純夫「中世災害・戦乱の社会史」第二章 害・戦乱と危機管理一、二節(吉川弘文館、二〇〇一年)
- (21) 『経覚私要鈔』長禄三年正月二〇日、長禄四年閏九月二八日条、以下、『経覚』と略す。
- (22) 『大乘院』寛正二年七月二〇日、一〇月一四日、十一月一日、寛正四年二月六日条
- (23) 荏開津典生「飢餓」と「飽食」第六章(『講談社メヂエ』20、一九九〇年)、松浦義則氏は、堀

- (24) 江民部の細呂宜下方強入部の際、民部と結び、勢力拡大を図った百姓の存在を指摘している。(松浦義則「越前国堀江氏の動向について」『福井大学教育学部紀要』Ⅲ社会科学五四号、一九九八年) このように、庄民の利害関係も複雑に錯綜し、彼等は一枚岩ではなかった。これには、庄内の階層関係も絡んでいた可能性がある。
- (25) 『経覚』長禄四年九月二三日、二六日、閏九月七日条、『大乘院』寛正二年五月六日条、『碧山日録』寛正元年三月一六日、寛正二年二月一八日条、『藤涼軒日録』長禄四年一〇月七日条、「長禄四年記」九月一六日、二〇日、二三日条(『日本史史料』中世、岩波書店、一九九八年)
- (26) 『政基公旅引付』永正元年三月一八日、二六日条
- (27) 『大乘院』文明一六年一月七日条
- (28) 文明三年六月二四日付中村三郎宛魚住景貞書状、同日同所宛朝倉孝景書状「朝倉家記」三七、三八号(『福井』市)、松林院兼雅書状案「大乘院」文明三年七月二四日条紙背、「蜷川親元日記」文明五年七月二三日条(『加能史料』戦国I P一七一〜一七二)
- (29) 金龍静「戦国末期本願寺支配の一考察」(『年報中世史研究』創刊号、一九七六年、『本願寺・一向一揆の研究』戦国大名論集13、吉川弘文館、一九八四年に収録)、「加賀一向一揆の特質」(『加能史料研究』一四号、二〇〇二年) 桜井徳太郎「民間信仰の重層性―能登の高山祭について―」(『日本民俗』三三、一九五二年)、注(18) 拙稿
- (30) 『大乘院』長禄元年八月一〇日条
- (31) 永正三年一揆の詳細は、新行紀一「永正三年

- (30) 一向一揆の政治的性格」〔史潮〕七七号、一九六一年）、紙屋寿恵子「本願寺と戦国武士―永正年間を中心に―」〔史艸〕2、一九六一年）、『富山県史』通史編Ⅱ中世第三章第三節一、第四章第一節五（以下、「富山」通と略す）等を参照
- (31) 『宣胤脚記』永正三年七月二日条、以下、「宣胤」と略す。また、「本福寺跡書」朝倉始末記（蓮如・一向一揆）続・日本仏教の思想4、岩波書店、一九七二年）では、加賀に亡命していた甲斐氏と連合した加賀特に河北・石川の北二郡が、一揆勢の主力であったことを記している。
- (32) 『宣胤』永正三年八月二日、二八日、二九日条
- (33) 『宣胤』永正四年四月三日条
- (34) 朝倉貞景安堵状「滝谷寺文書」五号（福井県史）資料編4）、以下、「滝谷寺」と略す。
- (35) 常仙書状「鹿王院文書」（富山県史）史料編Ⅱ中世一二〇三号、一二〇四号、「富山」通第四章第一節五
- (36) 朝倉孝景安堵条「滝谷寺」八号
- (37) 『龍澤寺文書』一九号・三三号（福井県史）資料編4）
- (38) 『安楽山産福寺年代記』永禄一一年条（金沢2五〇八号）、この史料の記述について、松浦義則氏は、前後関係の矛盾などから、前年の永禄一〇年（一五六七）と比定している。（注②）前掲松浦論文、「儀我甚一郎氏所蔵文書」『増野春氏所蔵文書』（福井県史）資料編2）
- (39) 『顯如上人文案』（真宗史料集成）三
- (40) 『越前国相越記』（山田竜治家文書）福井県史資料編3）
- 『増訂織田信長文書の研究』五三六号、以下

竹間 戦争と戦場の住民

- (41) 『信長』と略す。
- (42) 拙稿「戦乱時における庄園領主の立場と役割」〔戦国史研究〕二六号、一九九三年）
- (43) 藤木久志「飢饉と戦争からみた一向一揆」〔講座蓮如〕第一巻、平凡社、一九九六年）
- (44) 『信長』五五二号（参考）史料、五五二号、五五五号（参考）史料
- (45) 『信長』四〇一号、五三三号、五三四号、五三四号（参考）史料、五三五号、『信長公記』巻六阿閉謀叛の事、巻八越前御進発、賀越兩國仰せ付けらるゝの事
- 『金沢』3第二章第一節6、7、8、10号、見瀬和雄氏は、この利家の行動の背景に「天下布武」の前には一切の曖昧さを許さない、信長の厳然たる姿勢が存在したことを指摘している。（見瀬和雄「榎木合戦と前田利家―越前小丸城出土文字瓦の理解をめぐって―」『市史かなざわ』5号、一九九九年）